

令和7年度 蚕期別・都府県別 繭生産量・養蚕農家戸数について
(速報値)

(1) 繭生産量

令和7年の繭生産量は、前年から7トン減の31トン（対前年比81%）となった。

この主な要因は、養蚕農家の減少に伴う繭生産量の減少のほか、消毒の徹底により膿病被害は昨年比べ抑えられたものの、猛暑の影響による初秋蚕期の生産減少、非繊維用途向け出荷への転換等である。

主要な県別にみると、群馬県13トン（対前年比90%）、栃木県6トン（対前年比87%）、福島県5トン（対前年比79%）、愛媛県2トン（対前年比93%）となった。

(2) 養蚕農家戸数

令和7年の繊維用途向けに繭を出荷した養蚕農家戸数は、高齢等による廃業及び非繊維用途向け出荷への転換等により、前年から21戸減の113戸（対前年比84%）となった。

新たな中期事業計画（令和 8 年度～12 年度）（案）

令和 8 年 4 月 1 日

一般財団法人大日本蚕糸会

1. 戦後の繭生産のピークは 1968 年の 121 千トン（養蚕農家数 455 千戸）であったが、それ以降、生活様式の変化等により国内の絹需要が減少したこと、中国等の外国産生糸との競争により国産生糸の需要が奪われたこと等から、養蚕農家数、繭生産量の減少が継続してきた。

直近（2025 年）の養蚕農家数は 113 戸、繭生産量は 31 トンとなっており、現在も養蚕農家数、繭生産量の減少に歯止めがかからない状況となっている。

2. これまでの養蚕農家の減少の直接の要因は、繭の販売価格が繭の生産費を大幅に下回っていたことから、養蚕業の収益性が低く、養蚕農家の後継者の育成及び養蚕業への新規参入が極めて限られていたことにある。

現在、繭の生産量の約 3/4 が 70 歳以上の養蚕農家によって担われており、その 70 歳以上の養蚕農家の約 85% は後継者がいない状況となっているため、このまま推移すれば、遠からず国内から蚕糸業が失われてしまう可能性が極めて高い。

3. また、国産生糸を使用した絹製品は安価な輸入生糸を使用した絹製品との差別化が十分なされていないことから、国産生糸の販売価格は製造コストを下回っており、国産生糸を生産している製糸業者（5 社）は全て赤字経営となっている。

さらに、これまで繭の生産量が大幅に減少してきたことに伴い、蚕種製造業者、稚蚕共同飼育所、桑苗生産業者等関連業者の数も減少し、いずれも極めて厳しい経営環境に置かれている。

4. 今後、国内で持続的な蚕糸業を確立するためには、「将来にわたって、我が国の蚕

糸業が持続的に自立し得る状態を確立し、それを通じて国産絹の伝統文化を守る。」という共通の目標に向かって全ての関係者が一体となって取り組み、養蚕業者だけではなくこれらの蚕糸業関連業者も含めて全ての事業者の持続的な経営が可能となるような生産システムを確立していくことが必要である。

5. 特に、養蚕業が将来にわたって持続的なものにするためには、生産コストを適切に反映した合理的な繭価格、生糸価格を速やかに実現し、養蚕業の新規参入者、後継者を育成・確保する必要がある、そのためには、絹製品を購入していただく消費者に対して国産生糸の歴史的、文化的な背景を紹介しつつ、国産生糸の持つ価値を消費者に適切に評価していただくことが不可欠である。

6. 上記のような認識の下で、令和6年10月以降9回にわたり「新たな中期事業計画を検討するための有識者会議」を開催し、持続的な蚕糸業を確立するために必要な新たな対策の内容、蚕糸業を支援するための研究・技術開発の在り方、大日本蚕糸会の機能の強化、業務の効率化等について検討を重ねてきた。

7. その検討結果等を踏まえて、令和8年度から令和12年度までの5年間、業務全般の効率化、重点化、事業体系の見直し等を推進しつつ、4. に記述した共通の目標を実現するため以下の対策を実施することとする。

I. 持続的な蚕糸業を確立するための対策 (別紙1)

(1) 2008年以降17年間、川上と川下の提携システムの形成を軸とした養蚕農家、製糸業者等に対する支援事業を実施してきたが、未だに「国産生糸の高い販売価格を実現し、これを各生産段階に還元する」という事業本来の目的が達成されていない。

(2) また、提携システムは取引関係が固定化しているため、需給に応じた柔軟な価格形成が行われず、新たなニーズを有する実需者が養蚕農家から繭を入手することが困難、提携グループに所属する実需者も当該提携グループ以外の養蚕農家から繭を

入手しようとしても柔軟な対応が困難等の弊害も指摘されている。

(3) このため、提携グループを軸とした支援という仕組みを抜本的に見直し、生産コストを適切に反映した合理的な繭価格、生糸価格を実現することを通じて、蚕糸業を持続的なものにするため、以下の取組みを重点的に実施する。

ア. 速やかに養蚕業の収益性を改善するため、生産コストを適切に反映した合理的な価格で繭が取引されることを促進する新たな支援措置の導入

イ. 養蚕業への新規参入者及び後継者の育成、生産規模拡大の促進のための措置の充実

ウ. 高品質な国産生糸を安定的に生産する体制を構築するための支援

II. 蚕糸業を支援するための研究・技術開発

(別紙2)

研究・技術開発業務の推進に当たっては、養蚕農家数と繭生産量が共に大きく減少している状況を踏まえ、蚕糸業の維持・発展や蚕糸絹文化の継承への貢献が期待できる以下の5つの課題に集中して取り組む。その際、農研機構、群馬県蚕糸技術センター、大学等他機関との連携強化に努める。

また、限られた人員で技術支援と研究業務を的確に実施するため、業務の効率化や流動的な人員配置を進めるとともに、後継者の育成や技術の継承にも配慮する。

- (1) 遺伝解析に基づく糸・織物形質の改善に関する研究
- (2) 遺伝資源の維持と保存法の開発
- (3) 夏季の高温問題等に対応した耐暑性蚕品種の探索と実用蚕品種の形質改善
- (4) 桑園管理、蚕病防除等の現場の課題に対応した養蚕新技術の開発
- (5) 環境配慮型の繰糸技術や多様な絹素材等の開発

Ⅲ. 大日本蚕糸会の機能の強化、業務の効率化

(別紙 3 及び別紙 4)

I 及び II の業務を的確に実施するため、限られた財源、要員の下で、別紙 3 及び別紙 4 に即して、本部、蚕糸科学技術研究所の各業務の効率化、重点化を図りつつ、適切な業務執行に努める。

また、助成事業の実施、研究設備の整備等に必要な安定的な財源を確保するため、ア. 空室率の抑制、賃貸料金の見直し等による事業収入の確保と、業務の効率化による経費の節減

イ. 蚕糸会館 (1983 年竣工)、サンケンビル (1987 年竣工) について、賃貸オフィスとしての良質な環境の維持と建物の管理運営の効率化のため、施設等の計画的な改修、整備等に努める。

さらに、2026 年 1 月に一部改正した就業規則、給与規程等に即して、年次有給休暇の確実な取得等休暇制度の適切な運用、時間外労働時間の上限の順守など、多様な働き方の推進、健康で働きやすい職場環境の整備に努める。

持続的な蚕糸業を確立するための対策

1. 生産コストを反映した合理的な繭価格形成を促進するための措置

(1) 提携グループにおける合理的な繭価格形成を促進する対策

提携グループ内で、生産コストを反映した合理的な繭価格の水準について合意し、その繭価格を実現するために繭の取引価格を計画的に引き上げた場合に、暫定的な負担軽減措置として引上げ幅の 1/2 相当の助成金を製糸業者等に交付する。

(2) 国産生糸等の販路拡大・新商品開発に対する支援対策

国産繭・生糸の新たな販路を開拓するため、製糸業者等が燃糸業者・製織業者と連携して生地見本等を作成し、それをを用いて展示会への出展等の営業活動を行うことや、提携グループ以外の絹製品製造・販売関係業者等が製糸業者等と連携して新たな販路として期待される国産生糸を用いた新商品の開発を行うこと等を支援する。

(3) 国産生糸の価値向上のための措置

生産コストを反映した合理的な国産繭・国産生糸の価格を実現するためには、絹製品の消費者（実需者）に、現在、国内の蚕糸業は存亡の危機にあり、国産生糸が生産コストを適切に反映した合理的な価格で取引されなければ遠からず失われてしまうことについて理解していただいた上で、国産生糸には文化的、歴史的な価値があり、希少なものであること等を広報することにより国産生糸に対する需要を喚起することが不可欠である。

このため、SNS 等も積極的に活用しつつ、以下に掲げるとおり消費者（実需者）に国産生糸の文化的、歴史的な価値を訴えるための広報活動を積極的に行うとともに、養蚕農家、製糸業者、絹業者等が行う広報活動や国産生糸を応援しようとする団体の諸活動を支援する。

・国産繭・生糸サポーター制度の適切な運用と国産繭・生糸サポーターの広報活動に対する支援

- ・「蚕糸の日」のイベント等を通じた広報
- ・「カイコを育てよう！キャンペーン」の充実
- ・学校における養蚕に関する教育に対する共通教材の提供等の支援

(4) 合理的な繭価格形成のための条件整備

以下の取組を通じて、国産生糸を使用した絹製品の差別化と販売促進を行う。

- ・国産生糸に対する純国産絹マークの付与、純国産絹マークの英語表記等の運用改善を通じた純国産絹マーク制度の積極的な活用
- ・国産生糸を使用した絹製品の販売促進のための無償利用等ジャパンシルクセンターの運用改善

2. 養蚕業への新規参入、規模拡大による増産に対する支援

(1) 養蚕業への新規参入及び規模拡大による繭の増産に係る桑園の改植、機械・施設等の整備については、その経費の2/3相当額を助成する。

(2) 新規養蚕研修の充実

ぐんま養蚕学校と連携して新規養蚕研修の内容を充実するとともに、研修終了後も研修受講性に対して必要な情報の提供、継続的な指導等を実施する。

(3) 養蚕技術及び製糸技術に関する映像情報、文書情報を収集、整理して、各種研修の教材として活用するとともに、次世代に継承するため保存する。

3. 高品質な国産生糸を安定的に生産するための支援

(1) 養蚕農家等（養蚕農家及び養蚕事業を行う企業）の生産条件整備に対する支援

高品質な繭の生産に必要な桑園の造成・改植、機械・施設等の整備に要する経費の一部（1/2）を支援する。

(2) 養蚕関連事業者の生産条件整備に対する支援

国産繭・生糸の品質向上、輸入生糸との差別化、生産性向上等のための養蚕関連事業者（蚕種製造、稚蚕共同飼育、桑苗生産、製糸を行う事業者）の機械・施設、桑園等の整備に要する経費の一部（1/2）を支援する。

(3) 養蚕農家等に対する技術アドバイザーの派遣

4. 養蚕関連事業者の連携に対する支援

蚕種製造業者、製糸業者等養蚕関連事業者が協同して行う蚕種、原料繭、資材・機械等の相互融通、技術者研修等の取組みを支援する。

なお、この取組みには、原蚕種の製造、製糸業務を実施している蚕糸科学技術研究所も必要に応じてオブザーバーとして参加する。

5. 養蚕農家及び製糸業者の経営の安定化に対する支援

蚕、繭の新規用途への販売及び製糸の副産物の販売は、養蚕農家、製糸業者の副収入となり、生産コストに見合った適切な価格で販売されれば、養蚕農家、製糸業者の経営改善に資するものとなる。

このため、蚕、繭の新規用途の開発及び製品化、蚕糸業の副産物の製品化の取組みを、養蚕農家、製糸業者の経営改善効果を十分に検証しつつ、支援する。

なお、国内の蚕糸業の存続という観点から、蚕、繭の仕向け先は製糸用途を優先することが必要であることに留意して、蚕、繭を新規用途に仕向けた結果、国産生糸の生産に支障が生じないようにするため、大日本蚕糸会に新規用途相談窓口を設置する。

6. 養蚕関連事業者に対するその他の支援

養蚕農家等の生産コストの低減に資するため、当面、以下の支援を継続する。

- ・ 蚕種製造業者に対する販売数量に応じた支援
- ・ 稚蚕共同飼育事業者に対する配蚕数量に応じた支援
- ・ 養蚕資材のリサイクルの取組みに対する支援

7. 養蚕農家等に対する技術指導及び情報提供

(1) 需要に応じて国産繭を安定的に供給するためには、養蚕農家に対して蚕病防止や桑園の適切な管理等に関する技術指導や情報提供が不可欠である。このため、県協議会等が行う技術指導・情報提供活動を引き続き支援する。

なお、養蚕農家の減少に伴い協議会等の体制が整わない地域については、大日本蚕糸会が直接技術指導、情報提供する仕組みを設ける。

(2) また、県協議会等を対象にして、全国的な生産・販売状況や技術指導等に必要情報を提供する会議・研修会等を開催する。

蚕糸業を支援するための研究・技術開発

1. 遺伝解析に基づく糸・織物形質の改善に関する研究

絹織物の品質を低下させる白斑（ラウジネス）の成因の一つである繭糸分離細繊維の発生頻度の異なる品種を遺伝的に解析し、分離細繊維発生の少ない品種の選抜や発生を抑える飼育・上簇条件を明らかにすることで、糸及び織物の質の改善を図る。また、繭糸分離細繊維の発生機序を明らかにする。共同研究機関と協力して、関連遺伝子の単離・同定を進めるとともに、発生の多寡による選抜育種を継続することで、糸質の良い品種の育成に貢献する。

2. 遺伝資源の維持と保存法の開発

蚕糸科学技術研究所が保有する蚕遺伝資源品種・系統と桑遺伝資源について、保存法の開発と適切な保存に努め、分譲依頼に対応する。蚕遺伝資源では、継代毎に突然変異形質発現の確認を行うとともに、未解明の突然変異遺伝子の解析を大学等と協力して行う。また、配布蚕品種の元となる原原種等の生殖質を年次計画に従って凍結保存する。

なお、今後活用予定のないものや他機関と重複して保存している品種や系統については委譲や廃棄を進め、業務の効率化と経費の削減を図る。

3. 夏季の高温問題等に対応した耐暑性蚕品種の探索と実用蚕品種の形質改善

近年夏季の高温化が常態化する中で、カイコの発育や上簇に及ぼす影響が顕在化しており、繭重・繭質等で既存品種の性能が十分発揮されていないことが報告されている。このため、耐暑性蚕品種の探索や実用蚕品種の形質改善に資するための研究を行う。

4. 桑園管理や蚕病防除等の現場の課題に対応した養蚕新技術の開発

桑園管理や蚕病防除等の現場の課題に対応した新たな技術や代替法の開発に迅速に取り組む。桑園管理では、温暖化の影響等で近年多発傾向にあるアメリカシロヒトリの発生予察を行い、防除適期の推定と今後の防除法を検討する。蚕病防除では、膿病への更なる対策技術として、新たに蚕種の卵面消毒法と回転簇の物理的消毒法の検討等を行う。

5. 環境配慮型の製糸技術や多様な絹素材等の開発

製糸・絹加工等の現場から求められる課題に対応して、環境に配慮した新たな製糸技術の開発、多様な絹素材の開発等に取り組む。

また、多様な絹素材の開発のための基礎データとして、これまで集積してきた蚕品種ごとの繭、糸、織物に係わる各特性を数値化し、情報提供できるようデータベースを構築する。

本部における業務見直し

項目	見直し内容
蚕糸功労者表彰	<p>○国産生糸を使用した絹製品づくりを推進する観点から、「純絹マーク」の取得を継続的に行っている者を本会推薦することや、「蚕糸功労賞及び蚕糸有功賞」の推薦機関に全国製糸連絡協議会を加え製糸業者の出荷先である工芸作家等を推薦してもらうことを検討する。(内規改正)</p> <p>○蚕糸業に関する国民理解の増進の観点から、教育関係でカイコの飼育学習等を継続的に行っている者の推薦体制を強化するため、「蚕糸絹文化学習教育奨励褒賞」の推薦機関に「カイコを育てよう！」実行委員会を推薦団体に加える。(内規改正)</p> <p>○支会等のない地域の養蚕農家の推薦に当たっては、本会推薦制度を活用する。その際、地元都道府県に適切に情報提供する。</p> <p>○繊維以外の新規用途の関係事業者については、当面、我が国の蚕糸業への貢献を見極めつつ、将来的に表彰候補となり得るか検討する。</p>
他の団体の表彰事業等への支援	<p>○これまで継続して実施してきている他の団体が主催する競技会等への褒賞について申請があった場合は、我が国の蚕糸業の存続の必要性に理解を求めつつ原則として継続する。また新規の申請があった場合には、国産繭・生糸の振興という観点から支援の妥当性を判断する。</p>
繭品評会の農林水産祭への参加	<p>○繭品評会は少量の繭の生産者でも参加できるので、新規参入者等の繭の品質向上効果も期待できることから、笠間稻荷神社の献繭品評会について、若手や中核的な養蚕農家の繭品評会への参加を促し、出品点数を確保(100点以上)して農林水産祭参加行事とすることを検討する。</p>

項目	見直し内容
シルクレポート	<p>○シルクレポート発行の目的</p> <p>国民に蚕糸業の現状や国産生糸の歴史・文化を広報する。</p> <p>○発行計画</p> <p>年4回（1月、4月、7月、10月）とし、あらかじめ年間計画を立てて編集を進める。</p> <p>○公表方法</p> <p>紙媒体の印刷物及びホームページ（PDF掲載）による。</p> <p>なお、紙媒体の印刷物については、改めて現行の配布先へ配布する必要性を精査した上で配布を継続する。</p> <p>○コンテンツ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状のコンテンツを基本とする。 ・「トピックス」については、新たな中期事業計画に沿った内容（例えば、国産生糸を用いた文化財修復、工芸作家等による付加価値の高い販路開拓等）を取り上げる。 ・「研究・技術情報」については、貞明皇后研究助成の成果の紹介や蚕糸科学技術研究所の研究だけではなく、蚕糸科学技術研究所の業務や技術指導の活動紹介、さらには農研機構、群馬県蚕糸技術センターと連携した取組等の紹介を行う。 ・「海外情報」については、ISC の情報等世界の蚕糸業の動向を知る上で参考となるものを掲載する。 ・「使用許諾者及び絹製品一覧」、「博物館一覧」、「蚕糸関係機関HP一覧」については、毎回ほぼ同じ内容を掲載していることから、年1回の掲載とすることを検討する。 ・その他、蚕糸関係機関・団体等から記事掲載の希望が寄せられた場合には編集委員会に諮りシルクレポートの発行の目的に沿うかどうか検討した上で、掲載の可否を判断する。

項目	見直し内容
ホームページ	<p>○以下の観点から現行のホームページの内容の充実を図り、構成を抜本的に見直す。</p> <p>①日本の蚕糸業の現状、国産生糸の特長、カイコや絹の基礎知識等の日本の蚕糸業の紹介に重点を置く。(現行のホームページは大日本蚕糸会の紹介が中心。)</p> <p>②国産生糸の歴史的、文化的な価値をPRするために有益な情報(国産生糸を使用した販路開拓や商品開発の事例紹介も含む。)を整理して発信する。</p> <p>③「国産繭・生糸サポーター」のページを設ける。</p> <p>④一般消費者向けの情報だけでなく、養蚕農家、製糸業者等蚕糸業関係者向けの情報も発信できるようにする。(例：新規養蚕参入者向けの養蚕技術に関する映像情報)</p> <p>○動画のコンテンツの充実を図るため、専門業者に委託して蚕糸科学技術研究所の訪問者向けに紹介動画を作成し、それをホームページ用動画にも活用すること、また、その他の動画についても専門業者に委託して計画的に整備することを検討する。</p> <p>○Xを活用した情報の発信については、業務関係の統計や各種事業の内容等業界関係者向けの情報だけではなく、一般の方の関心を引くようなカイコや桑園の写真・動画を添付して、平易な口語調で頻繁に研究所の活動を紹介することを検討する。</p>
統計情報の収集・公表	<p>○令和元年に項目を見直したところであり、当面現行の項目で継続する。</p> <p>○なお、公表している項目には、①大日本蚕糸会による調査・集計に基づくもの、②政府や国際機関等の統計数字を再集計したものがあがるが、①については製糸工場数の減少等国内蚕糸業の生産・流通構造等の変化を踏まえ、その必要性や妥当性について検</p>

項目	見直し内容
	証し、必要に応じ見直す。
養蚕農家概況調査	<p>○現行の養蚕農家概況調査は廃止する。これに代わるものとして、調査項目を改めて検討した上で、「登録養蚕農家」を対象とする新たな養蚕農家調査に一本化して実施する。</p> <p>○新たな養蚕農家調査結果のデータは、効率的に分析、利用ができるようデータベースを作成して管理する。</p> <p>○中核的な養蚕農家との意見交換の場の設定について検討する。</p>
蚕糸関係者名簿の作成・配布	<p>○執務参考用の名簿として、大日本蚕糸会の内部用に作成する。</p> <p>○令和7年度に、現行の名簿に掲載している関係先を精査し、必要のないものは削除するとともに、追加すべき関係先をリストアップした上で、関係先に名簿の更新を依頼し、更新された関係者名簿を EXCEL に整理し、内部用に印刷した。</p> <p>○令和8年度に、データ更新担当者とチェック体制を明確化すした上で、データベースのソフトウェア又はアプリを導入し、情報管理を確実にかつ効率的にできる関係先データベースを構築する。</p>
純国産絹マークの運用	<p>【純国産絹マーク制度の運用改善】</p> <p>○国産生糸に対して純国産絹マークを付与できるように制度を見直したので、製糸業者に対して、国産生糸の差別化のため純国産絹マークの積極的な取得を促す。</p> <p>○「純国産絹マーク」の許諾業者等に家庭用品表示法に基づく「絹製品品質表示規程」に従った表示例と「純国産絹マーク」使用上の注意事項を周知する。</p> <p>○インバウンド需要等に対応するため純国産絹マークの英語表記を追加したので、積極的な活用を促す。</p> <p>【純国産絹マーク審査の負担軽減】</p>

項目	見直し内容
	<p>○これまでの審査の蓄積を踏まえ、必ずしも審査会を実開催して審議する必要のない場合は、審査会の書面開催を活用する。</p> <p>○引き続き、申請書類の簡略化、事務の軽減、審査会の運営改善等を進める。</p> <p>【「日本の絹マーク」の扱い】</p> <p>「日本の絹マーク」の印刷に対する助成は廃止する。また、「純国産絹マーク」との混同を避けるため、現在「日本の絹マーク」を使用している業者の意向にも配慮しつつ、今後の取扱いについて廃止も含めて検討する。</p>
<p>ジャパンシルクセンター（JSC）の運営</p>	<p>【国産繭・生糸製品の取扱いの拡充】</p> <p>○個別取引先と連携して国産生糸を使用した絹製品の商品開発を進める。</p> <p>○純国産絹製品（一部に国産生糸を使用したものを含む。）の販売手数料のディスカウントを検討する。</p> <p>○純国産絹製品の品ぞろえを見極めつつ、例えば店舗を次の3ゾーンに大別することを検討する。</p> <p>①常設展示</p> <p>②純国産絹製品展示</p> <p>③特別展示（催事、イベント）</p> <p>【催事利用の拡大】</p> <p>○国産繭・生糸を使用した絹製品を開発・販売する事業者（工芸作家等）又は国産生糸の販路拡大に取り組む製糸業者が、ジャパンシルクセンターを容易に利用できるよう、利用規程を整備する。</p> <p>○純国産絹製品に係る催事に併せてトークイベント、体験イベント等の企画を検討する。</p>

項目	見直し内容
	<p>【販売促進方策】</p> <p>以下のような販売促進方策について、可能なものから順次取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○店舗価値観の創出と認知度の向上。例えば、オリジナルショッパーの復活等。 ○WEB と連動した商品発信、情報発信。 ○インバウンド客確保に向け、ホテルに PR。 ○日本人来客数の減少に歯止めをかけるため、顧客名簿を作成し、商品情報、蚕糸情報を発信する。 ○主要取引先のポイントカードの対象店舗に追加。 ○直近 3 ヶ年の販売動向、来客動向、アイテム動向、取引先動向を分析し、アイテムや取引先を絞込むことにより、商品回転率を上げる。 ○月次計画、年度計画を立て、主要な取引先（長谷川商店、鶴岡シルク、醍醐）と期初面談、期末面談を実施。 <p>【展示施設として拡充する場合の方策（案）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○伝統工芸品産業振興協会と連携し全国伝統産業会館の一つ（絹製品専門館）に位置付けることを提案する。
貞明皇后研究助成	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象となる研究の選考に当たっては、新たな中期事業計画での目標を達成するために有益なものを優先することとし、その旨を募集要項に明記するとともに（例えば、「国産繭・生糸の特長を生かした付加価値の高い製品づくりに直結する研究課題を優先する。」等）、審査会においてはこの点を考慮した審査をお願いする。 ○養蚕・製糸等の現場の課題を解決するために研究を行う必要が生じた場合に、それに対応した研究課題を設定して公募すること

項目	見直し内容
	<p>を可能とする。この場合、その研究に必要な分野の研究者に公募情報が届くように留意する。</p> <p>○研究助成申請者の募集について、HPによる広報のほか、日本蚕糸学会、日本シルク学会、全国シルクビジネス協議会、提携グループ等にも周知する。</p> <p>○現行の公募要項において、蚕糸科学技術研究所の研究者が他の機関と連携して研究を行う場合に助成対象となっていることを同研究所の職員に周知し、積極的な活用を促す。</p> <p>○蚕糸科学技術研究所の業績報告会の場に貞明皇后研究助成の研究成果報告書を参考配付する。その他蚕糸科学技術研究所が外部向けに成果報告会を開催する場合に、貞明皇后研究助成と合同の報告会の開催を検討する。</p>
<p>蚕糸絹文化普及 奨励支援事業</p>	<p>○我が国の蚕糸業の歴史的、文化的な価値の広報に関する各種事業について、「国産繭・生糸サポーター制度」との連携を図りつつ、大日本蚕糸会が自ら実施するものや、他団体等の活動に対して助成するものについて、JSCの基金を活用して積極的に取り組むこととする。</p> <p><蚕糸会が自ら実施するものの例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「蚕糸の日」のイベント実施 ・シルクサミット開催 ・「カイコを育てよう！」キャンペーン実施 ・伝統的工芸品産業振興協会展示会出展 <p><他団体等の活動に対して助成するものの例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・富岡製糸場世界遺産伝道師協会の活動 <p><助成金は出さないものの大日本蚕糸会の業務の一環として支援しているものの例></p>

項目	見直し内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・江戸で養蚕の会への稚蚕及び桑の葉の提供 <p><蚕糸研・蚕糸会等が会員になっている団体の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本蚕糸学会 ・日本シルク学会（事務局：研究所） ・全国シルクビジネス協議会（事務局：本部） ・和文化・産業連携振興協議会 <p>○日本蚕糸学会、日本シルク学会に対する助成については、研究事業の一環として位置づけるとともに、併せて、両学会に対しては、その活動の中で、我が国の蚕糸業の持続的な発展に貢献するよう要請する。</p>
カイクを育てよう！キャンペーン	<p>○令和8年度から、参加者の公正な選考が行われるよう、募集方式を電話による先着方式からメールによる抽選方式に変更する。</p> <p>○キャンペーン参加者（家族を含む）に対して、日本の蚕糸業の現状、その文化的・歴史的な価値を発信することに努める。</p> <p>また、本キャンペーンに協力する他の博物館に対しても、同様の活動を行うよう要請する。</p> <p>○学校等における養蚕に対する教育について、共通教材のHPへの掲載、技術的な助言等の支援を行うとともに、各地域で行われている諸活動の情報共有、連携等を推進する。</p>

蚕糸科学技術研究所における業務見直し

項目	見直し内容
基本方針 (1) 優先課題	<p>(1) 蚕糸科学技術研究所（蚕糸研）の主な役割として研究開発、蚕種製造等業務、技術指導があるが、限られた財源、要員（技術支援業務と研究・技術開発業務を遂行する人員は、研究員7名および技師7名）により実施しなければならないことを考慮し、直接蚕糸業を支える蚕種製造や技術指導に係る業務を優先して実施する。</p> <p>（具体的取組み）</p> <p>○各業務の年間スケジュールを共有して、職員の流動的な配置を行う。桑園管理や摘桑の繁忙期にはシルバー人材等の活用を行う。</p>
(2) 研究開発	<p>(2) 研究開発については、養蚕農家、製糸業者等の蚕糸業関係者とのコミュニケーションを通じ現場の課題を迅速に把握し、ニーズのある研究に絞って実施する。また、近年、研究開発分野で養蚕の新たな可能性が注目されていることも十分踏まえつつ、農研機構、群馬県蚕糸技術センター、大学等の他機関との連携強化に努める。</p> <p>（具体的内容）</p> <p>○令和8年度より農研機構、群馬県蚕糸技術センターと蚕糸研の3者で情報交換会を開催する。</p>

項目	見直し内容
(3) 蚕種代、各種検査手数料の徴収	<p>(3) 蚕種代、製糸代、繭・生糸の検査の手数料は、実費を徴収することを基本に適切な料金設定を行い、これをHP等で明らかにする。</p> <p>(具体的取組み)</p> <p>○蚕種代、製糸代、繭・生糸の検査手数料について、それぞれの作業に必要な実費（人件費、消耗品費、光熱水料等）から設定した料金を令和8年度開始までにHPで公表し、適用する。</p> <p>ただし、国内蚕糸業の振興の観点から、蚕種製造業者、養蚕農家、小学校等の教育機関等に対しては割引価格を設定する。</p> <p>○桑の葉や苗等の価格及び技術相談料についても、同様の考え方で実費を算定し、令和9年度から適用することを検討する。</p> <p>○蚕糸研において提供できるその他のサービスの内容と料金をHPに掲載して、令和9年度から適用することを検討する。</p>
(4) 蚕糸文庫	<p>(4) 蚕糸文庫については、他の博物館、図書館等とも情報交換を行い、貴重な資料の適切な管理保存のために蔵書リストを作成、公表するとともに、蚕糸絹文化の継承のために資料の有効利用を図る観点から外部利用者を想定した利用規定等を整備する。</p> <p>(具体的取組み)</p> <p>○令和8年度中にこれまで断片的にデータベース化してきた情報を統合し、登録漏れや重複がないよう内容を整備し、蚕糸図書 of 効率的な検索に適したデータベースを作成する。</p> <p>○県等その他機関の資料類については、今後その取扱いについて検討する。</p>

項目	見直し内容
(5) 作業安全	<p>○保存の困難な紙媒体やフィルム媒体による資料類については、デジタル化の検討を進める。</p> <p>○閲覧者が利用しやすい陳列方法などを専門家のアドバイスのもとに進める。</p> <p>○データベースの整備と併せて、蚕糸文庫の外部への貸し出し及び利用者へのコピー対応の在り方などを含めた蚕糸文庫の運営方針を定め、その運営方針を反映させた蚕糸文庫利用規程を令和8年度中に整備する。</p> <p>○図書類の整備の後、令和9年度以降に資料類整理、デジタル化等を検討する。</p> <p>(5) 研究所内の作業安全を徹底するとともに、そのノウハウを活用して養蚕農家向けの作業安全について情報提供する。</p> <p>(具体的取組み)</p> <p>○養蚕業務、製糸業務、研究業務等、各作業現場または作業工程ごとに令和7年度中に特定した全ての危険性または有毒性について、令和8年度中にリスクの見積を行いその優先度を設定し、作業安全マニュアルを作成する。</p> <p>○作業安全マニュアルに則して、速やかに危険性または有毒性の除去や低減措置を講じる。</p> <p>○令和9年度以降も引き続き各作業現場において、マニュアルに基づいた作業の実施により、職場内の安全確保の徹底に努める。</p> <p>○その確立したノウハウを養蚕農家向けに情報提供する。</p>
蚕種製造業務	<p>蚕糸研は国内で生産されている実用蚕品種のうちの7割の原種を提供しており、適切なリスク管理の下で、作業の単純化、省力化、効率化を推進しつつ、持続可能な蚕種製造の基盤を整備す</p>

項目	見直し内容
	<p>る。</p> <p>(具体的取組み)</p> <p>○系統維持にあたっては、貴重な遺伝資源が失われることがないよう留意しつつ、令和7年度に策定したルールに基づいて、要員減に対応して、維持すべき系統の見直しを進める。具体的には、遺伝資源情報を公開し、共同研究等による可能な解析等を進め、重複系統の確認や解析終了後の凍結保存を行う。蚕遺伝資源系統・品種の保有遺伝子や特性(維持すべき理由)リストを作成し、維持すべき系統・品種の検討を行う。検討結果に基づいて維持し、維持しない系統については、他の研究機関や大学への譲渡を試みる。</p> <p>○蚕種製造業務を円滑に遂行するため、他業務の職員や非常勤職員も含め、効率的な人員の配置・運用体制を構築する。蚕系研全体の業務を見える化した年間スケジュールに基づき、業務体制の構築を開始する。</p> <p>○蚕種製造および微粒子病検査業務について改めて分析を行い、各工程を洗い出す。その上で、効率化・簡略化の可能性を検討し、必要に応じて新たな技術や手法の導入を図る。</p> <p>○ホームページ等を活用して注文受付期限の周知を強化する。新規注文者には情報入手経路を確認し、その結果を踏まえて今後の効果的な周知手段を検討する。</p> <p>○蚕種製造に関わる企業・団体と今後の蚕種製造の進め方などを協議する場を設けるなど連携強化に向けた取組を進める。</p> <p>○原原種等の管理については、飼育上の注意点等を明記した飼育マニュアルを作成し、情報の共有を図る。</p> <p>○遺伝資源の管理・継代方法をマニュアル化する。遺伝資源で維</p>

項目	見直し内容
	<p>持っている配布蚕種原種を最優先に、外部から配布の要望のある品種および当所オリジナル品種の飼育マニュアルを順次作成する。</p>
製糸関連業務	<p>宮内庁紅葉山産繭及び伊勢神宮の次期式年遷宮に向けた御料生糸（小石丸）の依頼繰糸について確実に納品できるよう持続可能な業務体制を整える。</p> <p>また、依頼に応じ農家等で製造された繭の繭質調査や製糸業者等の生糸検査を的確に実施するとともに、生糸検査における精度を維持するため、職員の技術の研鑽を図る。</p> <p>（具体的取組み）</p> <p>○宮内庁及び伊勢神宮からの依頼に対して、確実に納品できるようにするため、水質の管理、技術の継承、技術の向上、繊度感知器等機械の整備等を確実に行う。</p> <p>○不測の事態が発生した際に、研究所に代わって製糸を引き受け対応していただけるよう、他の製糸業者等と連携することを検討する。</p> <p>○よく使用する 21d、27d 感知器について、最低でも年 1 回の精度調査を行う。また、それ以外の研究所で保有している感知器についても順次調査を行う。</p> <p>○繊度感知器の組み換えを行い、使用できる感知器を確保する。</p> <p>○製糸業者と連絡を取り、不足している部品、今後調達が困難な部品等の情報共有を行う。</p> <p>○製糸機械メーカーに頼らず、自ら製糸機械のメンテナンス、修理等が行えるよう技術の向上を図る。</p> <p>○繭質検査、生糸検査（特に節検査）で、個人間で成績にばらつきが出ないように、目合わせ等ですり合わせを行う。また、外部</p>

項目	見直し内容
	<p>機関（農研機構、群馬県蚕糸技術センター等）との情報交換を行う。</p>
<p>桑園管理業務</p>	<p>養蚕農家等からの桑苗供給の要望に応えるため、所内圃場の休閑地を活用して接ぎ木等による桑苗生産を行うことを検討する。</p> <p>桑園管理業務に支障のない規模で、試験的に令和8年度の春に挿木を行い、令和9年度に苗木を得る。令和9年以降は需要に応じた生産量が確保できるよう穂木の生産体制を整える。</p> <p>（具体的取組み）</p> <p>○様々な桑苗増殖法を試験することを通じて知見を集積し、効率的な桑苗生産の確立を目指す。</p> <p>○将来的に蚕糸研が桑苗生産の一翼を担う可能性を想定し、桑苗生産に関する技術習得について蚕糸研全体で取り組む重点課題のひとつとし、所内研修を実施するなどして桑苗生産に従事できる職員を増員する。所内の養蚕に必要な面積を確定し、計画的な抜根を行う。抜根は、萎縮病の発生率が高く、病原体拡散の恐れのある6号桑園の「改良鼠返（かいりょうねずみがえし）」の抜根（25アール）を最優先とする。</p> <p>○養蚕地域の桑園の状況調査の結果をもとに桑苗需要量を的確に見積り、必要量を効率的に供給できるような生産環境を整える。</p> <p>○病気への対策は、所内の病理担当者との連携を強化し、異常桑を早期に隔離するよう努める。万一、不良品が流通した場合や生産量を確保できなかった場合等に備えた補償が必要となることに留意する。</p> <p>○幼若な苗を育成するためには、散水に必要な配水管整備等を検</p>

項目	見直し内容
	<p>討する。また、桑苗の生産規模に応じて人力では困難な作業については計画的に機械化することを検討する。</p>
<p>技術指導業務</p>	<p>(1) 養蚕農家及び農協等の養蚕関係者に対して、国産繭の安定生産に必要な技術指導を行う。</p> <p>特に、近年は夏季の異常高温により蚕病防止が喫緊の課題となっていることを踏まえ、一部の地域で蚕病流行の兆しがあった時には、速やかに原因を究明して、他の地域に注意喚起するなど蚕病の発生防止対策を充実する。</p> <p>(具体的取組み)</p> <p>○蚕病害防除の徹底を図るため、種繭生産～繭の生産に至るまでの各段階での対応策を検討する。また、新たに確立した蚕病害対策を養蚕関係者が取組めるように関係機関と連携して技術指導を行い、必要があれば研修会を開催して防除対策を周知する。</p> <p>(2) 養蚕農家への技術指導の中で得られた情報については、経営データ等の情報の保秘に留意しつつ、関係者間での情報共有を図り、迅速・的確な技術指導に努める。</p> <p>(具体的取組み)</p> <p>○技術指導における情報共有の在り方は、蚕糸研内・対蚕糸会本部・対業界という3つの仕組みを検討する必要があるため、まずは蚕糸会内部における情報共有の在り方を明確にした上で、業界関係者への迅速な情報発信手段（HP 掲載やメール連絡）を本部とともに検討する。</p> <p>(3) 新規養蚕就農者等研修の受講者に対して、相談窓口の設置等就農後のフォローアップ体制を整備する。また、現行の研修コ</p>

項目	見直し内容
	<p>ースのうち母蛾検査や人工飼料の調整等通常の養蚕作業に含まれないものの取り扱いも含め、研修参加者の希望も勘案の上、研修カリキュラムを見直し、参加しやすく充実した研修コースを設定することを検討する。</p> <p>(具体的取組み)</p> <p>○研修半年後の春蚕期前にメールを送り、受講者の状況を把握する。</p> <p>○新規養蚕就農者等研修の受講者に対して、就農後の相談窓口の設置や専門家による迅速な指導などフォローアップ体制を整備する。</p> <p>(4) また、新規養蚕就農者等研修については、研修資料の共有、研修目的、研修期間の長短等に応じた役割分担など、改めてぐんま養蚕学校と連携方策を検討した上で実施する。</p> <p>さらに、受講者は提携グループからの推薦に限らず広く公募するとともに、研修の実施方法についても食費等は自己負担とすることなど適切な費用負担を求めることを検討する。</p> <p>(具体的取組み)</p> <p>○研修の期間・内容・担当分担を見直し、研修生の受け入れ体制を再整備する。</p> <p>○研修後のアンケートを実施し、フォローアップや以降の研修に活用する。</p> <p>(5) 引き続き、大学からの要望に応じて、若い世代へのシルクの知識の普及を図るため、テキスタイルアドバイザー (TA) 資格取得のための大学3年時の実習を受託して実施する。</p>

項目	見直し内容
	<p>(具体的取組み)</p> <p>○OTA 実習は、養蚕から絹織物までの専門の異なる職員間で意見を出し合い、各専門分野の繋がりを意識しながら、蚕糸絹文化の伝承や国産生糸の特長にも触れた実習内容とする。</p> <p>○OTA 実習終了後、実習生にアンケートを実施し、蚕糸絹業の概要や蚕糸研の取組み等を理解できる内容であったかなど問題点を整理し、効果的な実習内容となるよう改善に努める。</p>
研究開発業務	<p>(1) これまでの研究蓄積をもとに、蚕糸絹業の現場の課題の解決につながる研究課題を設定し、迅速に成果を出す仕組みを検討する。</p> <p>(具体的取組み)</p> <p>○令和7年度より、10月頃に所内で中間検討会を開催し、進捗を確認し、下半期の計画を明確にする。</p> <p>○前年末までに所内で計画検討会を開催して、各研究課題を検討する。</p> <p>○喫緊の重要課題に対応するため、研究所職員の柔軟な配置を行う。</p> <p>○研究成果等の情報を積極性に発信し、また、外部情報の収集を行い、共同研究や連携に発展させ、課題解決に努める。</p> <p>(2) 研究者・技術者の高齢化による退職後の補充が難しくなっている状況を踏まえ、農研機構、群馬県蚕糸技術センターと業務の役割分担や技術継承について検討する。</p> <p>(具体的取組み)</p> <p>○令和8年度より農研機構、群馬県蚕糸技術センターと蚕糸研の3者で情報交換会を開催し、分担が可能な業務や機関内で技術継</p>

項目	見直し内容
	<p>承が問題となっている業務などについて検討する。</p> <p>(3) 研究を進めるに当たっては、農研機構等で進めている A I や I T の活用等の手法の導入も参考にしつつ、効率化方策を検討する。</p> <p>(具体的取組み)</p> <p>○研究課題の選定や推進に A I や I T 技術を活用する。</p> <p>(4) 業務の効率化につながる蚕品種の凍結保存技術等の研究を積極的に進める。</p> <p>(具体的取組み)</p> <p>○液体窒素により保存されている卵巣と精子のサンプルについて、品種と保存の年間計画表を作成し、在庫整理を実施する。所内で当該業務を担う後継者を育成する。</p> <p>令和 8 年度中に保存済みと未保存を明確にした上で、保存すべき品種・系統を振り分け、保存ストックを整理する。また、凍結保存すべき実用蚕品種の原(原)種や遺伝資源系統のリストを作成する。令和 8 年度以降は、この計画に沿って凍結保存を進める。</p> <p>分譲可能な系統については、農研機構遺伝資源センターに凍結保存精子・卵巣を寄託する。</p> <p>(5) 技術継承という観点から他の機関とも連携し重要技術の動画保存を進める。</p> <p>(具体的取組み)</p> <p>○養蚕、製糸等における重要技術の保存・継承について、動画の作成・編集やその利活用を他機関と連携して行うことも含めて検</p>

項目	見直し内容
	<p>討する。</p> <p>○令和7年度中に異なる専門分野の職員から成る「蚕糸技術映像記録委員会(仮称)」を発足し、動画の内容や編集の在り方を本部と共に検討する。必要があれば民間企業や他の研究機関とも連携を図り、動画の撮影作業を進める。</p> <p>(6) 研究成果の帰属を明確にし、人事異動や離職時における取扱ルールを徹底する。</p> <p>(具体的取組み)</p> <p>○退職者及び異動者に対しては、整理すべきことを一覧にまとめたチェックシートをもとに退職日や異動日までに引継ぎ等を含めた作業を効率的に進めてもらう。</p> <p>また、ノートや飼育・蚕種製造履歴などの保管場所を整備する。</p> <p>(7) 年度毎に得られる研究成果については、大日本蚕糸会の機関紙である「大日本蚕糸会研究報告」及びHPを活用して積極的な広報に努める。また、業績報告会を、引き続き、内部検討会として実施するとともに、話題性の高い課題の研究成果については、参集範囲を拡大して報告会を開催し、研究の発展につながるよう広く意見収集を行う。</p> <p>なお、業界から要望のある研究課題については、研究成果の普及に支障がないよう配慮しつつ、受託研究等の外部資金の導入も検討する。</p> <p>(具体的取組み)</p> <p>○話題性の高い課題の研究成果の報告については、毎年度行う業</p>

項目	見直し内容
	<p>績報告会に加えて、隔年などで、蚕糸技術センターや農研機構、蚕糸関係者などからも話題提供してもらい、合同での成果報告や話題提供の会として開催したり、蚕糸に関連した各種イベントに合わせて同時開催するなどの企画を検討する。</p> <p>○発展性のある課題であるか検討するために、研究データについては大日本蚕糸会研究報告を活用するなどして成果を都度整理してまとめるよう各研究者が努力する。</p>

蚕糸業の現状について

一般財団法人 大日本蚕糸会
令和8年3月

これまでの蚕系業対策の経緯

2008年に輸入等調整金制度が廃止されてからこれまでの17年間、川上と川下の提携システムの形成を軸とした養蚕農家・製糸業者等に対する支援措置を講じてきたが、ほとんどの養蚕農家が提携システムに所属するという形は整ったものの、「国産生糸の高い販売価格を実現し、これを各生産段階に還元する」という事業の本来の目的が達成されたとはいえない状況。

1951年 (昭和26年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 繭糸価格安定法の制定 繭糸価格の安定を図るため、事業団による需給調整(生糸の買入れ、売渡し、生糸の一元輸入)を実施。 	
1998年 (平成10年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 繭糸価格安定制度を廃止 ● 輸入系調整金制度(国費及び輸入系調整金を財源とする繭代補填制度)を導入。 	
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸入系調整金制度を廃止 ● 「蚕糸・絹業提携支援緊急対策」(2008～2013年)の実施。 <p>① 趣旨: 国産生糸の希少性を生かし、それに絹業側の染・織・デザインの力を加えて、品質の高い差別化された「純国産」の絹製品を作り、それによって実現された高い販売価格を各生産段階に還元していく。</p> <p>② 内容: 川上・川下が連携する蚕糸・絹業提携グループに対して、繭の生産量に応じた活動費の支援、蚕種生産・稚蚕供給に対する支援、生糸の販売に対する支援、機械・施設等の整備に対する支援などを実施。</p>	(国費: 総額35億円)
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「蚕糸・絹業提携支援緊急対策」の終期到来後、国費に大日本蚕糸会の財源を加えて、同対策を3年間延長。 	(大日本蚕糸会の拠出: 総額4億21百万円)
2017年 (平成29年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 大日本蚕糸会独自の財源による事業として「蚕糸絹文化振興対策事業」(2017～2020年)、及び「蚕糸絹提携自立化支援事業」(2021～2025年、現在実施中)を実施。 <p>「蚕糸・絹業提携支援緊急対策」の基本的な枠組みは維持しつつ、事業実施状況等を勘案し、助成内容は適宜見直しを実施。</p>	(大日本蚕糸会の拠出: 総額12億5百万円)

新たな蚕糸業対策（令和8～12年度）の基本的枠組み

I、生産コストを反映した合理的な繭価格の実現

- (1) 提携グループにおける合理的な繭価格形成を促進する対策（新規）
提携グループ内で、生産コストを反映した合理的な繭価格を実現するために取引価格を引き上げた場合に、暫定的な負担軽減措置として引上げ幅の1/2相当の助成金を製糸業者等に交付
- (2) 国産生糸等の販路拡大・新商品開発に対する支援（新規）
製糸業者等が行う国産繭・製糸の新たな販路を開拓するための生地見本等の作成、展示会への出展等の営業活動を支援
提携グループ以外の絹製品製造・販売関係業者等が行う国産生糸を用いた新商品の開発等に対する支援

⇐ 国産生糸の価値向上

各種イベント等を通じて我が国の蚕糸業の現状、国産生糸の歴史的・文化的な価値等に関する情報の積極的な発信
国産繭・生糸サポーター制度の創設、「蚕糸の日」のイベント等を通じて広報等

*合理的な繭価格形成のための条件整備

- ・純国産絹マーク制度の運用改善（国産生糸に対する付与、マークの英語表記等）
- ・ジャパンシルクセンターの運用改善（国産生糸を使用した絹製品の販売促進のための無償利用等）

II、養蚕業への新規参入者・後継者の育成、生産規模拡大の促進

- (1) 新規参入・規模拡大に対する対策（新規）
新規参入及び規模拡大による繭の増産に係る桑園の改植・機械・施設等の整備について、その経費の一部（2/3）を支援
- (2) 新規養蚕研修の充実
・ぐんま養蚕学校と連携した新規養蚕研修の充実
・研修終了後も継続的に必要な情報の提供、指導等を実施

III、持続的な養蚕業の確立

〈高品質な国産生糸を安定的に生産する体制の構築〉

- (1) 養蚕農家等の生産条件整備に対する支援
高品質な繭の生産に必要な桑園の造成・改植・機械・施設等の整備に要する経費の一部（1/2）を支援
- (2) 養蚕関連事業者の生産条件整備に対する支援
国産繭・生糸の品質向上、輸入生糸との差別化、生産性向上等のための養蚕関連事業者（蚕種製造、稚蚕共同飼育、桑苗生産、製糸を行う事業者）の機械・施設・桑園等の整備に要する経費の一部（1/2）を支援
- (3) 養蚕関連事業者の連携に対する支援（新規）
蚕種製造事業者、製糸業者等養蚕関連事業者が協同して行う蚕種、原料繭、資材・機械等の相互融通、技術者研修等の取組みを支援

⇐ *養蚕事業者及び製糸業者の経営の安定化に
対する支援
繭の生糸製造以外の用途の開発、副産物の商品化等の取組みを支援

- *養蚕資材のリサイクルの取組みに対する支援
- *蚕種製造業者に対する販売数量に応じた支援
- *稚蚕共同飼育事業者に対する配蚕数量に応じた支援

*県協議会等に対する支援

新たな中期事業計画を検討するための有識者会議について

1. 構成

- 安藤俊幸 碓氷製糸株式会社
 齊藤昭紀 群馬県農政部蚕糸特産課地域特産主監（令和7年3月まで）
 群馬県蚕糸技術センター主幹専門員（令和7年4月から）
 立石 剣 農研機構生物機能利用研究部門所長
 中澤靖元 東京農工大学教授
 （オブザーバー）
 佐藤吉雄 群馬県農政部蚕糸特産課主監（令和7年4月から）

2. 開催経緯

	有識者会議の開催	備 考
令和6年 10月28日	第1回 ・有識者会議の開催について ・蚕糸業の現状について	蚕糸業の現状を把握するため以下の調査を実施 ・提携グループ調査 ・養蚕農家調査 ・製糸事業者調査 ・蚕種製造事業者調査
11月18日	第2回 ・大日本蚕糸会が実施してきた各種事業の成果と改善すべき事項（本部関係）	
12月18日	第3回 ・大日本蚕糸会が実施してきた各種事業の成果と改善すべき事項（貞明皇后研究助成及び研究所関係）	
令和7年 1月30日	第4回 ・新たな中期事業計画の骨子(案)について(1)	3月21日理事会・評議員会で骨子(案)報告・了承
2月28日	第5回 ・新たな中期事業計画の骨子(案)について(2)	

<p>4月24日</p> <p>5月26日</p> <p>10月7日</p>	<p>第6回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな支援事業について（論点） ・本部業務の見直しについて（論点） <p>第7回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな支援事業について（具体策） ・本部及び研究所業務の見直しについて（論点） <p>第8回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな支援事業について ・本部及び研究所業務の見直しについて（具体策） 	<p>6月6日 理事会 検討状況報告</p> <p>6月27日 評議員会 検討状況報告</p> <p>7月～8月 新たな支援事業の基本的考え方を関係者に説明</p> <p>10月～新たな支援事業の内容を提携グループ、養蚕農家等に説明</p> <p>11月6日 理事会・評議員会 経過報告</p>
<p>令和8年 2月18日</p>	<p>第9回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな中期事業計画（令和8年度～12年度）（案）について 	<p>3月23日 理事会で新たな中期事業計画（令和8年度～12年度）（案）を報告・了承（予定）</p>